



発行 東京都

目次

25

| | |
|-----------|--|
| 訓 令（選） | ○東京都選挙管理委員会電子情報処理規程の一部改正……………二 |
| 告 示（選） | ○東京都選挙管理委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………二 |
| | ○東京都選挙管理委員会が保有する個人情報保護に関する規程の一部改正……………二 |
| | ○東京都選挙管理委員会が保有する特定個人情報保護に関する規程の一部改正……………二 |
| 規 則（人） | ○東京都人事委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則……………二 |
| | ○東京都人事委員会が保有する個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則……………三 |
| | ○東京都人事委員会が保有する特定個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則……………三 |
| | ○労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則……………三 |
| | ○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………四 |
| 訓 令（人） | ○東京都人事委員会電子情報処理規程の一部改正……………四 |
| 訓 令（監） | ○東京都監査事務局処務規程の一部改正……………四 |
| | ○東京都監査委員電子情報処理規程の一部改正……………五 |
| 告 示（監） | ○東京都監査委員が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………五 |
| | ○東京都監査委員が保有する個人情報保護に関する規程の一部改正……………五 |
| | ○東京都監査委員が保有する特定個人情報保護に関する規程の一部改正……………五 |
| 規 則（公） | ○東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………六 |
| 告 示（労） | ○東京都労働委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………七 |
| | ○東京都労働委員会が保有する個人情報保護に関する規程の一部改正……………七 |
| | ○東京都労働委員会が保有する特定個人情報保護に関する規程の一部改正……………七 |
| 告 示（収用委） | ○東京都収用委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………七 |
| | ○東京都収用委員会が保有する個人情報保護に関する規程の一部改正……………七 |
| | ○東京都収用委員会が保有する特定個人情報保護に関する規程の一部改正……………七 |
| 告 示（海区漁調） | ○東京海区漁業調整委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………八 |
| | ○東京海区漁業調整委員会が保有する個人情報保護に関する規程の一部改正……………八 |
| | ○東京海区漁業調整委員会が保有する特定個人情報保護に関する規程の一部改正……………八 |
| 告 示（内水漁管） | ○東京都内水面漁場管理委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………九 |
| | ○東京都内水面漁場管理委員会が保有する個人情報保護に関する規程の一部改正……………九 |
| | ○東京都内水面漁場管理委員会が保有する特定個人情報保護に関する規程の一部改正……………九 |
| 告 示（消） | ○東京消防庁の分室等の名称及び位置の一部改正……………九 |
| | ○昭和四十六年東京消防庁告示第四号（東京消防庁公印規程）の一部改正……………九 |
| 通 達 | ○「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正……………二 |
| | （東京都人事委員会）……………二 |

訓令(選)

●東京都選挙管理委員会訓令第一号

東京都選挙管理委員会事務局

東京都選挙管理委員会電子情報処理規程(平成二十年東京都選挙管理委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都選挙管理委員会

第六条の二及び第六条の三を削る。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第二十一号

東京都選挙管理委員会が行う情報公開事務に関する規程(平成十一年東京都選挙管理委員会告示第九十四号)の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都選挙管理委員会

第九条第三号中「生活文化局広報聴取部都民の声課」を「総務局総務部情報公開課」に改める。

別記第二号様式から第九号様式まで、第十一号様式及び第十二号様式の二から第十五号様式までの規定中「四」を削る。

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都選挙管理委員会告示第二十二号

東京都選挙管理委員会が保有する個人情報保護に関する規程(平成三年東京都選挙管理委員会告示第四十二号)の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都選挙管理委員会

第三条第三号中「国民年金手帳」を削る。

別記第二号様式から第七号様式まで、第九号様式、第十一号様式から第十四号様式まで、第十六号様式から第十九号様式まで及び第二十号様式の二から第二十三号様式までの規定中「四」を削る。

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都選挙管理委員会告示第二十三号

東京都選挙管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程(平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都選挙管理委員会

第三条第二項第三号中「国民年金手帳」を削る。

別記第三号様式から第八号様式まで、第十号様式、第十一号様式、第十三号様式から第十六号様式まで、第十八号様式から第二十一号様式まで及び第二十二号様式の二から第二十五号様式までの規定中「四」を削る。

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

規則(人)

東京都人事委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第三号

東京都人事委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則
東京都人事委員会が行う情報公開事務に関する規則(平成十一年東京都人事委員会規

則第十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「生活文化局広報広聴部都民の声課」を「総務局総務部情報公開課」に改める。

別記第二号様式から第九号様式まで、第十一号様式及び第十二号様式の二から第十五号様式までの規定中「四」を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第四号

東京都人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

東京都人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則(平成三年東京都人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「、国民年金手帳」を削る。

別記第二号様式から第七号様式まで、第九号様式、第十一号様式から第十四号様式まで、第十六号様式から第十九号様式まで及び第二十号様式の二から第二十三号様式までの規定中「四」を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都人事委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第五号

東京都人事委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

東京都人事委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則(平成二十七年東京都人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「、国民年金手帳」を削る。

別記第三号様式から第八号様式まで、第十号様式、第十一号様式、第十三号様式から第十六号様式まで、第十八号様式から第二十一号様式まで及び第二十二号様式の二から第二十五号様式までの規定中「四」を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第六号

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則(平成二十三年東京都人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「並びに都民安全推進本部長、」を「、同条第三項に規定する室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削る。

別表一の部(一)の項中「の各部及び室」を「及び室の各部」に改め、同部(二)の項を削り、(三)の項を(二)の項とし、(四)の項を(三)の項とし、同部(五)の項中「生活文化局」を「生活文化スポーツ局」に改め、同項を同部(四)の項とし、同部(六)の項を(五)の項とし、(七)の項を(六)の項とし、同部(八)の項中

「東京都病院経営本部
東京都女性相談センター(一時保護所を除く。)」を

「東京都女性相談センター(一時保護所を除く。)」に改め、同項を同部(七)の項とし、同部中(九)の項から(五)の項までを(八)の項から(三)の項までとし、同部(四)の項中「警視庁サイバーセキュリティ対策本部」を「警視庁サイバーセキュリティ対策本部」に改め、同項を同部(五)の項とし、同部(六)の項中「(安全推進部安全技術課を除く。)」を加え、同項を同部(四)の項とし、同表二の部(七)の項中「東京消防庁消防技術安全所」を「東京消防庁安全推進部安全技術課」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第五号の改正規定(「、病院経営本部長」を削る部分に限る。)及び別表一の部(八)の項の改正規定(「東京都病院経営本部」「東京都女性相談センター(一時保護所を除く。)」を「東京都女性相談センター(一時保護所を除く。)」に改める部分に限る。)は、同年七月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年東京都人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二知事部局の項中「及び都民安全推進本部」を「、室及び」に改め、「・病院経営本部」及び「病院経営本部経営企画部職員課課長代理(組織定数担当)・課長代理(給与福利担当)」を削り、同表議会議の項中「課長代理(計理担当)」を「課長代理(企画計理担当)」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表第二知事部局の項の改正

規定(「・病院経営本部」及び「病院経営本部経営企画部職員課課長代理(組織定数担当)・課長代理(給与福利担当)」を削る部分に限る。)は、同年七月一日から施行する。

訓 令 (人)

●東京都人事委員会訓令第一号

東京都人事委員会事務局

東京都人事委員会電子情報処理規程(平成二十八年東京都人事委員会訓令第七号)の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都人事委員会委員長 青山 侑

第七条及び第七条の二を削り、第八条を第七条とし、第八条の二を第八条とする。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

訓 令 (監)

●東京都監査委員訓令第一号

東京都監査事務局

東京都監査事務局処務規程(昭和五十六年東京都監査委員訓令第二号)の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

- 東京都監査委員 山田 ひろし
- 東京都監査委員 中山 信行
- 東京都監査委員 茂 垣之雄
- 東京都監査委員 岩 田 喜美枝
- 東京都監査委員 松 本 正一郎

第六条の表監査第一課の項第一号中「都民安全推進本部」を「子供政策連携室」に、「生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局」を「生活文化スポーツ局」に改

め、同表監査第二課の項第一号中「、病院経営本部」を削り、同表第四号中「、病院会計」を削り、同項第九号中「病院会計、」を削る。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第六条の表監査第二課の項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

●東京都監査委員訓令第二号

東京都監査事務局

東京都監査委員電子情報処理規程（平成二十年東京都監査委員訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

- 東京都監査委員 山田 ひろし
- 東京都監査委員 中山 信行
- 東京都監査委員 茂垣 之雄
- 東京都監査委員 岩田 喜美枝
- 東京都監査委員 松本 正一郎

第六条の二及び第六条の三を削る。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

告 示 (監)

●東京都監査委員告示第一号

東京都監査委員が行う情報公開事務に関する規程（平成十一年東京都監査委員告示第六号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

- 東京都監査委員 山田 ひろし
- 東京都監査委員 中山 信行
- 東京都監査委員 茂垣 之雄

- 東京都監査委員 岩田 喜美枝
- 東京都監査委員 松本 正一郎

第九条第三号中「生活文化局広報広聴部都民の声課」を「総務局総務部情報公開課」に改める。

別記第二号様式から第九号様式まで、第十一号様式及び第十二号様式の二から第十五号様式までの規定中「四」を削る。

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都監査委員告示第二号

東京都監査委員が保有する個人情報保護に関する規程（平成三年東京都監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

- 東京都監査委員 山田 ひろし
- 東京都監査委員 中山 信行
- 東京都監査委員 茂垣 之雄
- 東京都監査委員 岩田 喜美枝
- 東京都監査委員 松本 正一郎

第三条第三号中「、国民年金手帳」を削る。

別記第二号様式から第七号様式まで、第九号様式、第十一号様式から第十四号様式まで、第十六号様式から第十九号様式まで及び第二十号様式の二から第二十三号様式までの規定中「四」を削る。

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都監査委員告示第三号

東京都監査委員が保有する特定個人情報の保護に関する規程（平成二十七年東京都監査委員告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都監査委員 山田 ひろし
 東京都監査委員 中山 信行
 東京都監査委員 茂垣 之雄
 東京都監査委員 岩田 喜美枝
 東京都監査委員 松本 正一郎

第三条第二項第三号中「国民年金手帳」を削る。

別記第三号様式から第八号様式まで、第十号様式、第十一号様式、第十三号様式から第十六号様式まで、第十八号様式から第二十一号様式まで及び第二十二号様式の二から第二十五号様式までの規定中「図」を削る。

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

規則(公)

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

東京都公安委員会

委員長 山口

徹

●東京都公安委員会規則第5号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

| | |
|-------|------------------------------|
| 稲城日野線 | 稲城市大丸927番地先から多摩市関戸三丁目14番地先まで |
| 稲城日野線 | 稲城市大丸927番地先から多摩市関戸三丁目14番地先まで |

を

に、

| | |
|--------|---------------------------|
| 立川東大和線 | 立川市高松町二丁目39番地先から立川市緑町地先まで |
|--------|---------------------------|

| | |
|------------|------------------------------------|
| 市道八王子559号線 | 八王子市石川町2968-6地先から八王子市石川町2968-1地先まで |
|------------|------------------------------------|

を

| | |
|------------|--------------------------------------|
| 市道八王子559号線 | 八王子市市石川町2968-6地先から八王子市市石川町2968-1地先まで |
| 立川市道2級4号線 | 立川市曙町二丁目295番から立川市高松一丁目100番1まで |

に、

| | |
|---------|---------------------------------|
| 市道昭島24号 | 昭島市拜島町四丁目10番地先から昭島市田中町三丁目1番地先まで |
|---------|---------------------------------|

を

| | |
|---------|---------------------------------|
| 市道昭島24号 | 昭島市拜島町四丁目10番地先から昭島市田中町三丁目1番地先まで |
| 市道西424号 | 昭島市拜島町六丁目1番地先から昭島市拜島町六丁目1番地先まで |

に、

| | |
|--------|-------------------------------|
| 長岡南会館線 | 瑞穂町長岡四丁目11番地1から瑞穂町長岡二丁目6番地6まで |
|--------|-------------------------------|

を

| | |
|-----------|---|
| 長岡南会館線 | 瑞穂町長岡四丁目11番地1から瑞穂町長岡二丁目6番地6まで |
| 宮原・富士原1号線 | 瑞穂町大字富士山栗原新田177番地から瑞穂町大字富士山栗原新田228番地1まで |

に改める。

附則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正後の東京都道路交通規則（以下「新規則」という。）別表第2に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第2条の

3及び同表の適用については、なお従前の例による。

告 示 (勞)

●東京都労働委員会告示第一号

東京都労働委員会が行う情報公開事務に関する規程（平成十一年東京都地方労働委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都労働委員会

第九条第三号中「生活文化局広報聴部都民の声課」を「総務局総務部情報公開課」に改める。

別記第二号様式から第九号様式まで、第十一号様式及び第十二号様式の二から第十五号様式までの規定中「四」を削る。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都労働委員会告示第二号

東京都労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成三年東京都地方労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都労働委員会

第三条第三号中「、国民年金手帳」を削る。

別記第二号様式から第七号様式まで、第九号様式、第十一号様式から第十四号様式まで、第十六号様式から第十九号様式まで及び第二十号様式の二から第二十三号様式までの規定中「四」を削る。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都労働委員会告示第三号

東京都労働委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程（平成二十七年東京都労働委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都労働委員会

第三条第二項第三号中「、国民年金手帳」を削る。

別記第三号様式から第八号様式まで、第十号様式、第十一号様式、第十三号様式から第十六号様式まで、第十八号様式から第二十一号様式まで及び第二十二号様式の二から第二十五号様式までの規定中「四」を削る。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

告 示 (収用委)

●東京都収用委員会告示第一号

東京都収用委員会が行う情報公開事務に関する規程（平成十一年東京都収用委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都収用委員会

第九条第三号中「生活文化局広報聴部都民の声課」を「総務局総務部情報公開課」に改める。

別記第二号様式から第九号様式まで、第十一号様式及び第十二号様式の二から第十五号様式までの規定中「四」を削る。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都収用委員会告示第二号

東京都収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成三年東京都収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都収用委員会

第三条第三号中「、国民年金手帳」を削る。

別記第二号様式から第七号様式まで、第九号様式、第十一号様式から第十四号様式まで、第十六号様式から第十九号様式まで及び第二十号様式の二から第二十三号様式までの規定中「**四**」を削る。

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都収用委員会告示第三号

東京都収用委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規程（平成二十七年東京都収用委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都収用委員会

第三条第二項第三号中「、国民年金手帳」を削る。

別記第三号様式から第八号様式まで、第十号様式、第十一号様式、第十三号様式から第十六号様式まで、第十八号様式から第二十一号様式まで及び第二十二号様式の二から第二十五号様式までの規定中「**四**」を削る。

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

告 示 (海区漁調)

●東京海区漁業調整委員会告示第一号

東京海区漁業調整委員会が行う情報公開事務に関する規程（平成十六年東京海区漁業調整委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京海区漁業調整委員会

第九条第三号中「生活文化局広報聴部都民の声課」を「総務局総務部情報公開課」

に改める。

別記第二号様式から第九号様式まで、第十一号様式及び第十二号様式の二から第十五号様式までの規定中「**四**」を削る。

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

●東京海区漁業調整委員会告示第二号

東京海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成十六年東京海区漁業調整委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京海区漁業調整委員会

第三条第三号中「、国民年金手帳」を削る。

別記第二号様式から第七号様式まで、第九号様式、第十一号様式から第十四号様式まで、第十六号様式から第十九号様式まで及び第二十号様式の二から第二十三号様式までの規定中「**四**」を削る。

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

●東京海区漁業調整委員会告示第三号

東京海区漁業調整委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程（平成二十七年東京海区漁業調整委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京海区漁業調整委員会

第三条第二項第三号中「、国民年金手帳」を削る。

別記第三号様式から第八号様式まで、第十号様式、第十一号様式、第十三号様式から第十六号様式まで、第十八号様式から第二十一号様式まで及び第二十二号様式の二から第二十五号様式までの規定中「**四**」を削る。

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会告示第一号

東京都内水面漁場管理委員会が行う情報公開事務に関する規程（平成十一年東京都内水面漁場管理委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都内水面漁場管理委員会

第九条第三号中「生活文化局広報聴部都民の声課」を「総務局総務部情報公開課」に改める。

別記第二号様式から第九号様式まで、第十一号様式及び第十二号様式の二から第十五号様式までの規定中「四」を削る。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都内水面漁場管理委員会告示第二号

東京都内水面漁場管理委員会が保有する個人情報情報の保護に関する規程（平成三年東京都内水面漁場管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都内水面漁場管理委員会

第三条第三号中「、国民年金手帳」を削る。

別記第二号様式から第七号様式まで、第九号様式、第十一号様式から第十四号様式まで、第十六号様式から第十九号様式まで及び第二十号様式の二の規定中「四」を削る。

別記第二十一号様式中「三」を削る。

別記第二十二号様式及び第二十三号様式中「四」を削る。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都内水面漁場管理委員会告示第三号

東京都内水面漁場管理委員会が保有する特定個人情報情報の保護に関する規程（平成二十七年東京都内水面漁場管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都内水面漁場管理委員会

第三条第二項第三号中「、国民年金手帳」を削る。

別記第三号様式から第八号様式まで、第十号様式、第十一号様式、第十三号様式から第十六号様式まで、第十八号様式から第二十一号様式まで及び第二十二号様式の二から第二十五号様式までの規定中「四」を削る。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

告 示 (消)

●東京消防庁告示第一号

東京消防庁の分室等の名称及び位置（平成30年3月東京消防庁告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

東京消防庁

消防総監 清 水 洋 文

第39項を第40項とし、第8項から第38項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 東京消防庁幡ヶ谷庁舎

渋谷区幡ヶ谷一丁目13番20号

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

●東京消防庁告示第二号

東京消防庁公印規程（昭和46年4月東京消防庁告示第4号）の一部を次のように改正

する。

令和4年3月31日

東京消防庁

消防総監 清水洋文

別記第1中「、学校及び技術安全所」を「及び学校」に、「、学校長及び技術安全所長」を「及び学校長」に改める。

別記第2中

10

東京消防庁何部（学校、技術安全所）

11

東京消防庁何部（学校、技術安全所）長

を

10

東京消防庁何部（学校）

11

東京消防庁何部（学校）長

に、

12

東京消防庁何部（学校、技術安全所）何課（室、整備工場、航空隊）

13

東京消防庁何部（学校、技術安全所）何課（室、整備工場、航空隊）長（担当課長）

を

12

東京消防庁何部（学校）何課（室、整備工場、航空隊）

13

東京消防庁何部（学校）何課（室、整備工場、航空隊）長（担当課長）

に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

興 業

3 人委任第 198 号
令和 4 年 3 月 31 日

各 任 命 権 者 殿

東京都人事委員会
委員長 青山 脩

「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給調整手当に関する規則の運用について (昭和 42 年 3 月 30 日付 42 人委発第 113 号)」の一部を下記のように改正しましたので、令和 4 年 4 月 1 日以降これにより実施してください。

記

別表規則第 2 条第 1 項第 4 号の職の項中「消防技術安全所」を「東京消防庁安全推進部」に改める。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

